

品川区高齢者救急代理通報システム事業実施要綱

制定	平成 26 年 4 月 1 日	要綱第 12 号
改正	平成 27 年 3 月 16 日	要綱第 109 号
改正	平成 31 年 3 月 8 日	要綱第 182 号
改正	令和 2 年 3 月 9 日	要綱第 15 号
改正	令和 3 年 3 月 10 日	要綱第 24 号
改正	令和 4 年 3 月 9 日	要綱第 58 号
改正	令和 6 年 1 月 19 日	要綱第 15 号
改正	令和 6 年 12 月 20 日	要綱第 382 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、民間事業者を利用した救急代理通報システム事業および災害時自動安否確認システム事業を実施することにより、高齢者の生活の安全を確保し、在宅高齢者の福祉の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 救急代理通報システム 高齢者等が自宅内で緊急の事態に陥ったとき、無線発報器等を用いて民間受信センター（以下「受信センター」という。）に通報することにより、関係機関および専門の現場派遣員による速やかな対応を得て当該高齢者の救援等を行うシステムをいう。
- (2) 緊急対応 通報を受けた場合、利用者の状況をみて家族等の緊急連絡先および消防庁等へ通報すること。
- (3) 受託者 代理通報事業者の認定等に関する規程（令和元年東京消防庁告示第 18 号）における救急代理通報に係る東京消防庁認定通報事業者であり、かつ、警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）における都道府県公安委員会の認定を受けた事業者（区長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。）で品川区から本事業の委託を受けた者。
- (4) 災害時自動安否確認システム オートコール（録音した音声を利用して、自動で特定の電話番号に対して一斉に自動で発信するシステムをいう。以下同じ。）と人工知能を組み合わせたシステムであり、災害時において、オートコールにより情報提供または安否確認を対象者に行うとともに、人工知能により次条に規定する対象者からの応答を音声判読し、文字化および一覧表化をするシステムをいう。

(対象者)

第 3 条 本事業の対象者は、区内に住所を有する 65 歳以上の者（以下「高齢者」という。）のうち、次のいずれかに該当する者とする。ただし、機器の設置場所を区内の自宅以外とする者および類似の設備がある住宅に居住する者を除く。

- (1) ひとり暮らしである者
- (2) 高齢者のみの世帯である者
- (3) 当該高齢者と同居する者の就労等により、日中または夜間に高齢者のみの世帯になる者
- (4) 前3号に該当する者のほか、区長が特に認める者
(救急代理通報システムの事業内容)

第4条 受信センターは、救急代理通報システムの事業として、次の業務を行うものとする。

- (1) 機器の設置、撤去および保守
- (2) 救急代理通報システム利用者から緊急事態の発生に伴う通報を受信したときに、電話等により利用者の状況を確認のうえ、その内容により、119番通報等による関係機関への協力要請を行うとともに、専門に設置した現場派遣員を速やかに派遣し、救急隊等の指示に従って必要な措置を行う業務
- (3) 高齢者の生活等に関する簡易な相談サービス
(災害時自動安否確認システムの事業内容)

第5条 区長は、災害時自動安否確認システムの事業として、次の業務を行うものとする。

- (1) 災害発生時における対象者への情報提供および安否確認の発信
- (2) 人工知能により一覧表化された対象者からの応答を確認の上、必要な支援の契機とする業務
(申請等)

第6条 救急代理通報システムおよび災害時安否確認システム（以下「本システム」という。）の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、ポータルサイトを用いたオンライン方式による申請（以下「オンライン申請」という。）を行わなければならない。

2 オンライン申請により難い事由がある場合は、利用申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を区長に提出する。

(利用決定)

第7条 区長は、オンライン申請または申請書の提出があったときは、利用希望者の生活状況等を調査し、利用の適否を決定する。

2 区長は、前項の決定をしたときは、利用承認通知書（第2号様式）または利用不承認通知書（第3号様式）により利用希望者に通知するとともに、その旨を受託者に速やかに通知する。

(利用者負担金)

第8条 本システムの利用者負担金は、無償とする。

(設置機器)

第9条 救急代理通報システムを開始する際に第7条第2項の規定により利用承認通知書の送付を受けた者（以下「利用者」という。）の住宅等に設置する機器は、次の機器（以下「機器」という。）とする。ただし、第3号から第5号までの機器は、

利用希望者の選択とすることができる。

- (1) 無線発報器（ペンダント型）
- (2) 専用通報機（コントローラー）
- (3) 無線受信機（専用通報機組込み型を含む。）
- (4) 火災センサー（熱式または煙式）
- (5) 動作確認センサー（センサー送信機等付属品を含む。）

（機器の管理）

第10条 利用者は、善良な管理者の注意をもって機器（前条に規定する機器をいう。以下同じ。）を使用するとともに、本事業の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、または担保に供してはならない。

2 利用者は、自己の責任により、機器の一部もしくは全部を破損し、または紛失したときは、受託者へ実費を弁償しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、受託者と協議し、区長が特に認めた場合は弁償しないことができる。

4 利用者は、受託者が実施する保守点検等に協力しなければならない。

（届出事項）

第11条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかにオンライン方式による届出（以下「オンライン届出」という。）を行わなければならない。

- (1) 氏名、住所または電話番号を変更したとき。
- (2) 緊急連絡先を変更したとき。
- (3) 生活状況が変わったとき（同居家族の変更など）。
- (4) 第3条に定める要件に該当しなくなったとき。
- (5) 機器の一部もしくは全部を破損し、または紛失したとき。
- (6) 次条に規定する事由に該当したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、オンライン申請または申請書の内容に変更があった場合。

2 オンライン届出により難い事由がある場合は、登録内容変更届（第4号様式）により速やかに区長に届出なければならない。

（利用取消）

第12条 区長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を取り消すことができる。

- (1) 第3条の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 虚偽の申請によって事業の実施を受けたとき。
- (5) 老人福祉施設等に入所したとき。
- (6) 機器の善良なる管理を怠ったとき。
- (7) 利用者から利用の中止の申出があったとき。
- (8) 利用者が前条の規定による届出を行わなかったことにより、本システムによる

情報伝達に支障が生じたとき。

(9) 前各号に掲げるもののほか、区長が本システムの利用が適当でないと認めたと
き。

2 区長は、前項の規定により本システムの利用を取り消したときは、速やかに受
託者にその旨を通知し登録抹消の手続をとるとともに、救急代理通報システムに
おいては、貸与している機器を返還させるものとする。

(関連機関との連携)

第13条 区長は、東京消防庁その他必要な関係機関と密接な連携を保ち、その協力
を得て、救急代理通報システム事業の円滑な推進を図るものとする。

2 受信センターは、消防署の求めにより、あらかじめ利用者本人の同意を得て、利
用者の主な病気、血液型、かかりつけ医療機関、その他の緊急対応に必要な情報を
消防署に提供するものとする。なお、受託者は、事業の受託によって知り得た利用
者に関する秘密を守らなければならない。

3 区長は、緊急対応に必要な利用者の情報を関係機関または受託者に提供するにあ
たっては、あらかじめ利用者本人の同意を得て、オンライン申請または申請書の内
容を情報提供するものとする。

4 区長および受信センターは、前2項の情報提供にあたって、個人情報の保護に関
する必要な措置を講じておくものとする。

(委任)

第14条 この要綱の施行について必要な事項は、別に福祉部長が定める。

付 則

1 この要綱は、令和7年3月31日から施行する。

2 この要綱の施行の際に救急代理通報システムを利用している者は、災害時自動安
否確認システムの申請をしたものとみなし、災害時自動安否確認システムを利用す
ることができる。